

プラスチック資源循環促進法に伴う製品プラの資源化量

- 背景**
- ・平成7年 容器リサイクル法施行
 - ・令和元年 プラスチック資源循環化戦略 「3R+リニューアブル」
 - ・令和2年7月 レジ袋有料化
 - ・令和3年6月 プラスチック資源循環促進法制定（施行は令和4年4月）

- 法概要**
- ①プラスチック使用製品設計指針
 - ②プラスチック使用製品の合理化（12品目）
 - ③市町村による分別収集・再商品化措置の義務化（努力義務）
 - ④事業者による自主回収及び再資源化の促進

方針 プラスチック資源循環促進法の施行、伊勢広域環境組合による清掃工場の更新等を踏まえ、“製品プラスチック”類の収集・資源化を検討。



今まで“燃えるごみ”としていた『製品プラスチック』類について、以前から資源化している“容器包装プラスチック”類と合せて、回収・資源化を図っていきます。

→ “燃えるごみ”“から” 資源物 “へ”

- 効果① 家庭系 燃えるごみ量の削減
- 効果② 資源化量の増加